

みなし陽性について

R4/7 県コロナ対策室

【概要】

- 1/24 に、厚生労働省から、感染急拡大時の外来診療の対応に関する事務連絡が発出され、”同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断”することが自治体の判断により対応できるとの方針が示されている。

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（厚生労働省）

- 本県においても、臨時的な措置として、有症状者の外来診療を迅速に行うことができるよう、臨床医が必要と判断すれば「みなし陽性」を認めることとする。

《要点》

- ・ 同居家族陽性者の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により、これらの検査を行わなくとも臨床症状等をもって「みなし陽性」と診断することができる。
 - ※ 同居家族とは「飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者」を指す。
 - ※ オンライン診療（電話診療）でも対応可能とする。

【留意事項】

- 新型コロナウイルス感染症に対する経口抗ウイルス薬など治療薬を投与する場合や他疾患の可能性も相応に高く鑑別が必要な場合などにおいては、診断を確定するために検査を実施。
- 保健所への発生届の提出（感染症法第12条第1項に基づく医師の届け出）にあたっては、「疑似症患者」として届け出る。

【施行時期】

- 令和4年7月21日（木）から適用